保 護 者 の み な さ ま へ

就学援助制度のご案内

●就学援助制度とは

朝霞市では、経済的理由により教育の機会が失われないように、市内に住所を有し、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に、本制度の希望有無を確認するとともに、必要なご家庭に対し、学用品費の一部や学校給食費などの援助を行っています。

令和6年4月以降申請した場合、認定結果に関わらず、お子さんが市内中学校を卒業されるまで再度の申請は不要です。

※ただし、年度途中で当初申請内容に変更があった場合には、改めて申請が必要となります。また、口座の変更や申請の取下げ等についてはお問い合わせください。

●制度詳細

下記 URL、QR コードより市ホームページをご覧ください。

〈市ホームページ〉

https://www.city.asaka.lg.jp/site/kosodate/shuugakuennjyoseido2021.html

●申請方法

申請受付期間内に市ホームページより電子申請、または市役所4階　教育管理課窓口にて申請ください。（窓口での受付は土、日、祝日を除きます。）

なお、朝霞市では、必要とする世帯にもれなく援助が行えるよう、就学援助制度の利用希望の有無の回答を公立小・中学校に在籍する全児童生徒の保護者にお願いをしております。大変お手数ではございますが、就学援助制度の利用を希望しない場合も同様の方法により回答のご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

お問い合わせ先
朝霞市役所　教育管理課
048-463-0793（直通）